

新型コロナウイルス感染症における出席停止措置並びに臨時休校等の対応について

竜王町教育委員会
令和3年9月6日現在

学校園において園児・児童生徒、教職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合等の対応については、以下のとおりを基本とします。なお、このことについては町内保育園、学童保育所とも情報共有しています。

園児・児童生徒及びその同居家族等、教職員が感染した場合について

感染者の確認・学校園への連絡	園児・児童生徒及びその同居家族等や教職員の感染が確認された場合は、保健所から連絡がありますので、速やかに学校園に連絡してください。 (関係機関を通じて学校園にも連絡が入ります。)
-----------------------	--

感染者・濃厚接触者、接触の疑い、感染が疑われる症状等がある場合「出席停止」

園児・児童生徒及びその同居家族等が感染者と判明、もしくは濃厚接触者に特定された場合には、当該学校園において、園児・児童生徒を「出席停止」とします。教職員も同様の場合において、「出勤停止」とします。

【出席停止・出勤停止の期間】

- ◆感染した場合=====**医師が治癒したと判断するまでの期間。**
- ◆濃厚接触者となった場合=====**保健所が判断する期間。**
〔感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間〕
- ◆接触の可能性があった場合=====**PCR検査等で陰性の判定が出るまで。**(念のための検査を受ける場合)
〔保健所から指導があった場合はそれに従う〕
- ◆^{*}感染が疑われる症状があった場合==**感染の疑いなくなるまでの期間。**
感染が心配される場合等、保護者の申し出により出席停止措置も可。
※「感染が疑われる症状」とは、発熱、咳、鼻水、頭痛、下痢等の風邪症状をいう。

保健所による指導や学校医の助言等を踏まえ、「学級・学年閉鎖」「臨時休校」の要否の検討

(臨時休校は学校を閉鎖することを意味します)

- ・園児・児童生徒、教職員が感染した場合は、保健所による疫学調査が行われます。
〔疫学調査……感染者の行動履歴や接触者などの状況を詳しく調べること〕
 - ・緊急事態宣言対象地域等で保健所の対応が難しい場合は、学校園等が必要な情報を収集し、濃厚接触者等の候補者リストを作成し、保健所へ提供する場合があります。
- ◇ 個人情報と人権上の配慮に十分留意した上で、教育委員会、学校園で情報の共有と連携を行いますので、あらかじめご了承ください。

学校園内で感染が広がっている可能性が高いと判断される場合

感染拡大防止のための「学級・学年閉鎖」「臨時休校」の判断、実施

《学級閉鎖》 以下のいずれかの状況に該当する場合

- ①同一の学級において複数の園児・児童生徒等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他、町教育委員会で必要と判断した場合

《学年閉鎖》

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

《臨時休校》

複数の学年を閉鎖するなど、学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合

【「学級・学年閉鎖」「臨時休校」の期間】 5～7日程度(土・日・祝日を含む)

感染の把握状況、感染の拡大状況、園児・児童生徒への影響を踏まえて判断する。

感染経路が特定され、学校園内で感染が広がっている可能性が低いと判断される場合

調査や消毒等に時間を要する場合は、その期間「学級・学年閉鎖」「臨時休校」等の措置をとる場合もあります。

学校園は保護者に文書やメールで対応をお知らせします。(学校内での接触がない場合は、園児・児童生徒及び教職員の感染であっても、人権上の配慮からお知らせしないことがあります)

学級・学年・学校園の再開

感染の広がりが見られず、感染拡大リスクがないと判断した場合は、感染リスクを可能な限り低減する行動をとりつつ、学校園の教育活動を再開します。

学校園の教育活動の継続

状況に応じて、感染リスクの高い活動を見直しつつ、学校園の教育活動を継続します。

【参考文書】「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン(第1版)」

なお、今後の文部科学省や県教育委員会からの新たな通知等で変更になる場合があります。

(令和3年8月27日付 文部科学省)